○国土交通省令第七十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	三九、九八四人		本省	三九、九四六人	
観光庁	二二四人		観光庁	二二四人	
気象庁	五、〇三〇人		気象庁	五、〇三〇人	
運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。	運輸安全委員会	一八二人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、七八八人		海上保安庁	一四、七八八人	
合計	六〇、二〇八人		合計	六〇、一七〇人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の国土交通省定員規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和六年九月三十日までの間においては、四〇、〇二四人とする。

○国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技術企画官） **第二十六条**　企画部（北陸地方整備局を除く。）に、技術企画官一人を置く。 2　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千七十二人以内を置く。 2　（略）	（技術企画官） **第二十六条**　企画部に、技術企画官一人を置く。 2　（略） （建設専門官） **第百三十六条**　地方整備局を通じて建設専門官千七十七人以内を置く。 2　（略）